

建設業における社会保険未加入対策について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

1. はじめに

建設産業では、将来にわたる担い手の確保が大きな課題となっている。特に高齢化の進行が顕著であるうえ、今後は国全体の生産年齢人口が減少していくことが見込まれるため、他産業との競争の中で労働者を確保していく必要がある。

他産業に負けない処遇を確立していくための方策の一つとして、現在建設業界では、関係者が一丸となって社会保険の未加入対策に取り組んでいる。

社会保険未加入対策は、平成24年3月に中央建設業審議会よりなされた、「関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策に取り組むべき」との提言を受けて、平成24年度より本格的に開始された。平成29年度までに企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すとして、様々な取組が進められている。

5年間の計画期間の終了まで残り約3か月となることを踏まえ、これまでの建設業における社会保険未加入対策の概要について紹介する。

2. 社会保険未加入対策の経緯等

(1) 社会保険未加入対策の目的と推進体制

社会保険への加入を徹底することは、建設業の就労環境の改善と人材の確保に資するとともに、社会保険未加入企業が必要経費を負担しないことで法律を遵守する企業よりも競争上有利となってしまうという矛盾した状況を是正し、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築にも繋がる。

社会保険未加入対策を着実に推進するためには、元請・下請・行政が一体となって継続的に取組を実施していくことが必要であるため、その推進体制として、平成24年5月に建設業団体等84団体と、学識者、行政（国土交通省、厚生労働省）からなる社会保険未加入対策推進協議会を設置し、それぞれの立場から対策を進めてきた。

(2) 建設業における社会保険の加入状況

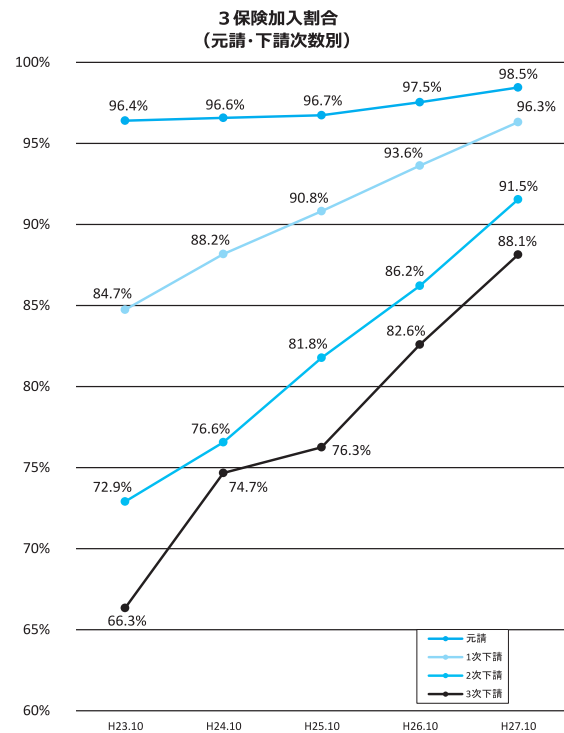
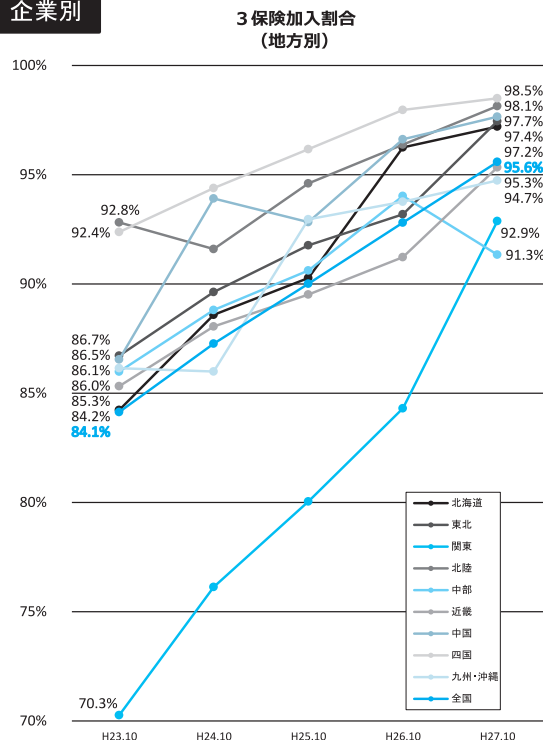
公共工事労務費調査では毎年、公共工事における社会保険の加入状況を調査しているが、平成27年10月調査によれば、3保険の企業別の加入率は95%と取組開始前の平成23年調査（84%）から11ポイント上昇、労働者別の加入率は72%で平成23年調査（57%）から15ポイント上昇している。

一方で、特に労働者別の加入率については、地

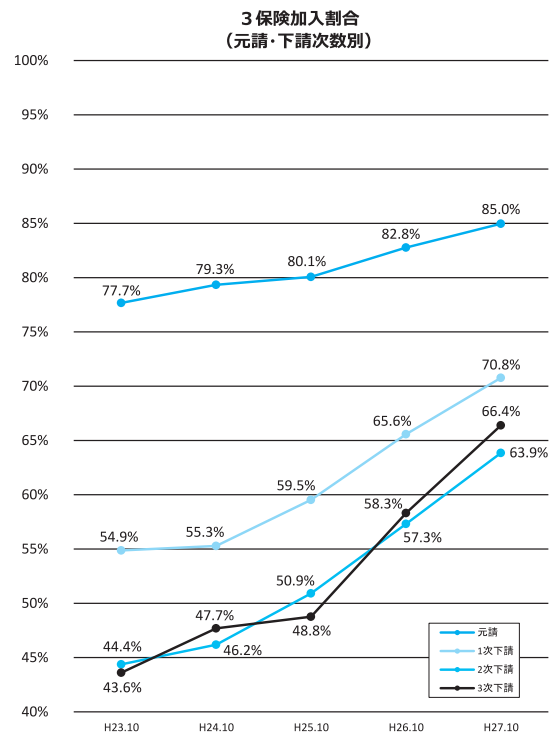
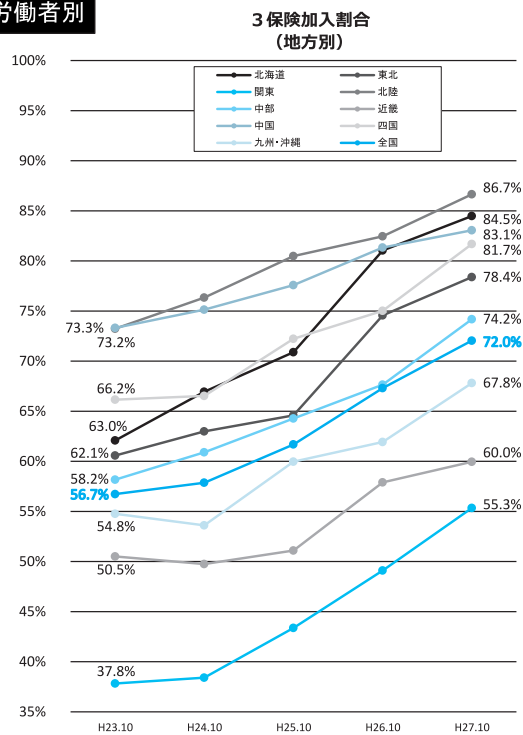
域によっても大きな差があり、北陸地方や北海道など一部の地方では平成28年10月調査の加入率が80%を超えているのに対し、大都市部のある関東

地方（55%）や近畿地方（60%）は低い加入率に留まっている（図－1）。

企業別



労働者別



図－1 建設業における社会保険への加入状況の推移（地域別、元請・下請次数別）

3. 社会保険の加入促進に向けた取組

(1) 行政による取組

建設業許可部局においては、平成24年度以降、社会保険の加入促進に向けた対策を進めてきた。まず、平成24年7月より、経営事項審査における社会保険未加入の場合の減点幅を拡大するとともに、同年11月以降、新規の建設業許可や5年に一度の許可の更新の際に、社会保険の加入状況を確認し、未加入の企業に対しては加入するよう指導している。さらに、指導をしても従わず、引き続き未加入の場合には、社会保険担当部局に通報を行っている。

(2) 公共工事における対策

平成26年9月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」では、「公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要」としている。

国土交通省の直轄工事では、平成26年8月1日より段階的に対策を導入し、平成27年8月以降は全ての工事で、未加入の元請企業の競争参加資格を認めず、未加入の一次下請企業との契約を原則禁止するとともに、二次以下の下請企業についても、施工体制台帳を通じて未加入を確認した場合には建設業担当部局に通報を行っている。

また、地方公共団体の発注する工事についても、各都道府県や市町村等において、同様に未加入企業を排除する取組が進められているところである。全都道府県で競争参加資格審査等により元請から未加入企業を排除している（もしくは排除することを決定している）のをはじめ、元請企業・下請企業の双方から未加入企業を排除するための措置の導入が各自治体で進んでいる。

(3) 下請指導ガイドライン

社会保険の加入を徹底するためには、各建設企

業においても、それぞれの立場から社会保険未加入対策に取り組んでいくことが必要である。

このため国土交通省では、元請企業と下請企業の責任・役割を明確化し、企業の取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月に策定した。このガイドラインでは、元請企業は、保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、下請企業の保険加入状況の把握に努め、保険加入を指導する役割を担うことが求められる。一方で下請企業は、雇用する労働者の社会保険加入手続きを適切に行うことが求められる。

なお、ガイドラインでは、平成29年度以降、元請企業は①未加入の企業を下請企業として選定しない、②適切な保険に未加入の労働者の現場入場を認めないとの取扱とすべきとしており、平成29年度までに必要な保険に加入することを目標として、加入指導を進めてきたところである(図-2)。

(4) 社会保険制度についての周知

建設業での社会保険未加入対策は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険を対象とし、それぞれについて、法令上加入義務のある建設業者に対し、従業員を適切に保険に加入させるよう徹底することを目的としている。

ここで、それぞれの保険の適用については法令により定められているところであるが、全ての事業者に加入義務があるわけではない点に注意が必要である。例えば、一人でも労働者を雇用していればその事業所は雇用保険の適用事業所となるが、健康保険及び厚生年金保険については、従業員が4人以下の個人事業主であれば適用事業所とならない。また、建設業では「建設国保」と呼ばれる国民健康保険組合に加入している労働者も多く、たとえ健康保険の適用事業所の従業員となっても、年金事務所で健康保険の適用除外の手続きを行えば、協会けんぽ等ではなく建設国保に加入することも可能である(図-3)。

こうした社会保険の適用などについて正しい認識の定着を図るため、国土交通省のホームページ等での周知を行っている他、全国社会保険労務士

会連合会に協力をいただき、各都道府県の社会保険労務士会においても平成28年7月より、建設企業向けに社会保険への加入などについての無料電話相談窓口を設置していただいているところである。

4. 法定福利費の確保

建設業で働く労働者の社会保険加入を促進するためには、未加入業者に対する加入指導と併せ

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(平成28年7月28日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- ・遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

○法定福利費の適正な確保

- ・見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・元請負人が、法定福利費相当額を一時的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

○元請企業が行う指導等への協力

- ・元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

図－2 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	－	役員等	－	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	－	事業主、一人親方	－	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※ 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する。

■ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ : 個人で加入

図－3 建設業における社会保険等の加入義務

て、実際に労務を提供している専門工事業者等が、社会保険の加入に必要な費用である法定福利費（事業主が負担義務のある社会保険料）を確保できるようにすることが必要である。

国土交通省の直轄工事では、事業主負担分及び本人負担分の法定福利費を予定価格に反映させているが、加えて、法定福利費が発注者から下請企業まで適切に流れるようにする必要がある。このための取組として、民間発注の工事を含め、法定福利費を内訳明示した見積書の活用が進められている。従来は法定福利費がどのように扱われているのかがわかりづらい状況であったため、見積りの中で金額を明示することで、必要額の確保に繋がっていきこうというものである。

専門工事業者が元請企業に見積書を提出する際に活用するため、各専門工事業団体では、平成25年にそれぞれの業種の特性等に応じた「標準見積書」を作成し、その活用促進を進めてきた。国土交通省においても「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を公表するなど、見積書の作成の浸透を図っているところである。

平成27年11月に国土交通省が行った実態調査では、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況

について、下請企業の44.5%から全て又は概ね提出しているとの回答があった。また、見積書を提出した結果として、45.9%が内訳明示された法定福利費を含む見積金額全額を支払う契約となったと回答した（図－4）。

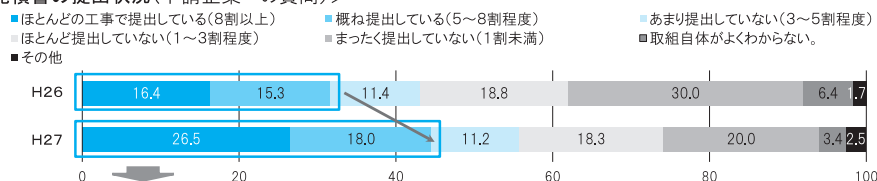
5. おわりに

社会保険未加入対策を通じて、技能労働者の処遇の向上と公平で健全な競争環境の構築を実現するには、建設産業に携わる関係者が一体となって、それぞれの立場から取組を推進していく必要がある。公共・民間の発注者や行政関係者を含め、広くこの取組に対するご理解・ご協力を頂くことが不可欠である。

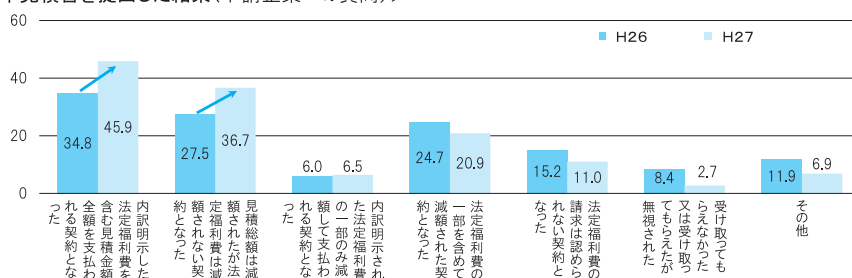
建設業の関係者がそれぞれの立場から社会保険未加入対策に取り組んだ結果、社会保険の加入率は着実に上昇するなど、一定の成果は表れてきている。一方で、目標年次である平成29年度以降も、社会保険未加入対策の適切なフォローアップに努めつつ、手を緩めることなく必要な対策を講じてまいりたい。

- 社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成27年11月にアンケート調査を実施。（回答数：約3000件）
- 下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約4割で、昨年から12ポイント増加。

＜見積書の提出状況（下請企業への質問）＞



＜標準見積書を提出した結果（下請企業への質問）＞



図－4 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況